

申込みから所有権移転までのスケジュール

①市有財産払下げ願いの提出と契約保証金の入金

【添付書類】

- ①住民票 1 通（法人の場合は法人登記）※「続柄」及び「本籍地」の記載は不要
- ②印鑑証明書 1 通
- ③滞納がないことの証明書（山口市の場合は市民税課で発行）

【契約保証金】

契約保証金として、売買代金の10分の1以上を納付書にてお支払いいただきます。
払下げ願提出の際、納付書を発行しますので、金額をお知らせください。
納期限は、原則、納付書発行日から2週間です。
契約保証金を入金されましたら、市管財課までご連絡ください。



②土地売買契約書への買受人様の押印

契約保証金の入金後、まずは土地売買契約書へ買受人様の押印をいただきます。
契約に伴う必要書類等としては次のとおりです。

【契約締結に伴い必要となるもの】

（買受人が準備するもの）

- ①土地売買契約書に張付ける収入印紙
- ②所有権移転登記に必要な登録免許税としての収入印紙
- ③契約保証金領収書
- ④実印

（山口市が準備するもの）

- ①土地売買契約書（原本）2通、土地売買契約書（控え）1通
- ②登録免許税の預かり書
- ③納付書1通（土地売買代金から契約保証金を除いた額）
- ④契約保証金充当申出書



③土地売買契約の締結

契約保証金の公金口座への入金（窓口納付日から1週間～10日程度のち）を確認しましたら、土地売買契約書に山口市長印を押印し、1通を買受人様にお渡しします。



④売買代金の納付

納付書に記載している納入期限（原則、契約日から60日以内）までに、売買代金から契約保証金を除いた額を納付書にてお支払いいただきます。



⑤契約保証金の売買代金への充当

売買代金から契約保証金を除いた額の支払いを確認しましたら、契約保証金充当申出書に基づき、契約保証金の売買代金への充当を行います。



⑥所有権移転登記

売買代金の入金を確認（公金口座への収納となりますので、窓口納付日から1週間～10日程度のちとなります）しましたら、所有権移転登記を山口市が行います（窓口納付日を所有権移転の日とする場合は、売買代金の納付書の写しをFAX等してください）。

ただし、登録免許税、所有権移転後に要する一切の費用は、買受人様のご負担となります。なお、所有権移転登記が完了しましたら、登記識別情報通知及び登記完了証（写）をお渡しします。

⑦その他

- 不動産取得税に関しては、後日、山口県税事務所より通知等があります。
- 固定資産税については、翌年度からの課税となります（12月31日までに所有権移転した場合）